



ステートストリート・ゴールドファンド(為替ヘッジあり)

追加型投信／海外／その他資産(商品)

基準日: 2021年6月30日

設定・運用: ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

| | |
|-------|-------------|
| 基準価額 | 7,933円 |
| 純資産総額 | 4,060.07百万円 |

| ファンドの組入投資比率 | |
|--------------------------------|--------|
| 金現物拋出型上場外国信託「SPDR® ゴールド・シェア※1」 | 99.77% |
| 短期国債マザーファンド受益証券 | 0.00% |

※比率は純資産総額対比

※1 正式名称は、「SPDR® Gold Shares」といいます。

<市場概況>

2021年6月における世界の金融市場は、新型コロナウイルスのワクチン接種の進展に伴う世界景気への楽観姿勢を背景に株式市場は底堅く推移しました。債券市場では米資産購入の縮小(テーパリング)の早期実施観測や米利上げ見通しの前倒しが債券利回りの上昇材料になった一方、長期債が売られて上昇した利回りの水準感が債券利回りの低下材料となるなど、月を通しては債券利回りが緩やかに低下しました。

このような環境下で金価格は下落しました。米資産購入の縮小(テーパリング)の早期縮小観測や米利上げ見通しの前倒しを受けて米ドルが相対的に上昇し、世界の基軸通貨である米ドルの代替として位置づけられる金の価値が下落しました。

月間で、主要株価指数は米国で約2.3%上昇、日本で約1.2%上昇しました。10年国債利回りは米国で前月から0.13%低下の1.47%、日本で前月から0.03%低下の0.06%となりました。

金価格は、当ファンドの参考指数(円ヘッジベースのLBMA午後金価格)で、当6月は約7.7%の下落となりました。

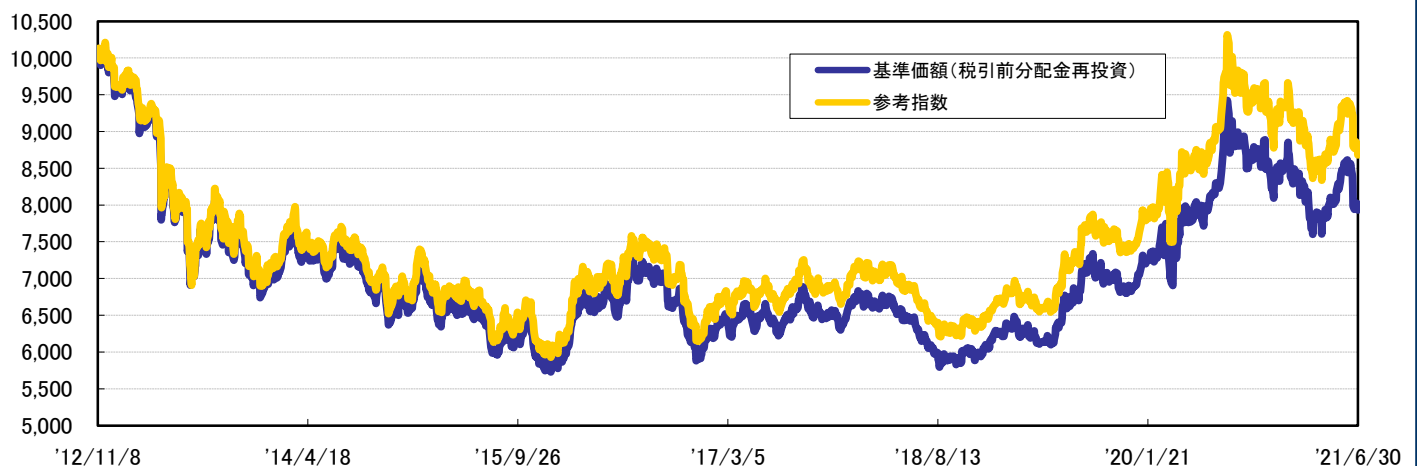
| 分配実績(税引前、1万口当たり) | |
|------------------|-----|
| 決算期 | 分配金 |
| 第1～4期累計 | 0円 |
| 第5期(2017年8月21日) | 0円 |
| 第6期(2018年8月20日) | 0円 |
| 第7期(2019年8月20日) | 0円 |
| 第8期(2020年8月20日) | 0円 |

| | |
|-------|----|
| 設定来累計 | 0円 |
|-------|----|

| 基準価額騰落率(税引前分配金再投資) | | | |
|--------------------|---------|---------|--------|
| | ファンド | 参考指数 | 差 |
| 1ヶ月 | -7.70% | -7.68% | -0.02% |
| 3ヶ月 | 4.30% | 4.08% | 0.22% |
| 6ヶ月 | -7.17% | -6.92% | -0.26% |
| 1年 | -2.44% | -2.05% | -0.38% |
| 3年 | 28.08% | 31.19% | -3.12% |
| 設定来 | -20.67% | -13.20% | -7.47% |

※当ファンドの決算時に分配金があった場合に、その税引前分配金で当ファンドを購入(再投資)したとして計算した騰落率です。

設定来の基準価額の推移



※ 基準価額(税引前分配金再投資)は信託報酬(後述の「手続・手数料等 ファンドの費用」参照)控除後で、当ファンドの決算時に分配金があった場合に、その税引前分配金で当ファンドを購入(再投資)したとして計算しています。

※ 参考指数は、「LBMA午後金価格(1トロイオンス当たり/米ドルベース)」の円ヘッジベースで、LBMA午後金価格(1トロイオンス当たり/米ドルベース)について、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が円ヘッジ効果を勘案のうえ、ファンド設定日を10,000として指数化したものです。

- 本資料は金融商品取引法上及び投信法上の開示書類ではありません。
- 本資料は、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社(以下「弊社」とします)が当ファンドの情報提供を目的として作成したものであり、投資の勧誘を目的とするものではありません。
- 本資料中の過去の運用実績に関するグラフ・数値等は将来の成果をお約束するものではありません。また、市場概況等は本資料作成時点の弊社の見解であり、将来の動向や結果を保証するものではありません。
- 本資料の内容は作成日現在のものであり、将来予告なく変更することがあります。



ステートストリート・ゴールドファンド(為替ヘッジあり)

追加型投信／海外／その他資産(商品)

設定・運用：ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

ファンドの目的・特色

当ファンドは、主として金現物拠出型上場外国信託「SPDR® ゴールド・シェア」への投資を行うと共に、その投資金額相当額の米ドルについて原則として為替ヘッジを行うことにより、金地金価格を示す「LBMA 午後金価格(1トロイオンス当たり／米ドルベース)」の円ヘッジベースの動向を反映する投資成果の獲得を目指します。

1. 金地金価格を示す「LBMA 午後金価格」の動向を反映する投資成果の獲得を目指す金現物拠出型上場外国信託を主要投資対象とし、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

◆金地金価格を示す「LBMA 午後金価格(1トロイオンス当たり／米ドルベース)」※1の動向を反映する投資成果の獲得を目指す金現物拠出型上場外国信託「SPDR® ゴールド・シェア」※2を主要投資対象とし、組入比率は原則として高位を維持します。

◆主として国債を中心に日本の短期公社債等に投資を行い、安定した投資成果の獲得を目指す親投資信託「短期国債マザーファンド」にも投資を行います。

※1 正式名称は、「LBMA Gold Price PM」といい、ICE ベンチマーク・アドミニストレーション(ICE Benchmark Administration)が、午後決め値として公表する、1トロイオンス当りの米ドル建ての金価格です。なお、LBMAは、ロンドン貴金属市場協会(London Bullion Market Association)の略称です。

※2 正式名称は、「SPDR® Gold Shares」といい、「SPDR® ゴールド・トラスト(正式名称: SPDR® Gold Trust)」の受益権を表章しています。

2. 金現物拠出型上場外国信託の投資金額相当額の米ドルについて、原則として為替ヘッジを行い、為替リスクを極力低減します。

◆金現物拠出型上場外国信託の投資金額相当額の米ドルに対して原則として為替ヘッジ*を行います。そのため為替変動による影響(為替リスク)は低減されますがその影響を完全に排除できるものではありません。

* 為替ヘッジとは、外貨建て資産を組み入れた際に為替変動リスクを低減するため行う手法です。通常は先渡し契約により外貨売り/日本円買いを行います。またヘッジ対象通貨と日本円の短期金利の差により為替ヘッジコストが生じる場合があります。

◆金現物拠出型上場外国信託の投資金額相当額の米ドルについて、原則として為替ヘッジを行いますので、当ファンドは、「LBMA 午後金価格(1トロイオンス当たり／米ドルベース)」の円ヘッジベース※3を参考指数とします。

※3 「LBMA 午後金価格(1トロイオンス当たり／米ドルベース)」の円ヘッジベースは、LBMA 午後金価格(1トロイオンス当たり／米ドルベース)について、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が円ヘッジ効果を勘案のうえ指数化したものです。

<投資対象とする外国信託および親投資信託の概要>

金現物拠出型上場外国信託「SPDR® ゴールド・シェア」

| | |
|----------------|---|
| 商品性と仕組み | 金地金価格を示す「LBMA 午後金価格(1トロイオンス当たり／米ドルベース)」の動向を反映する投資成果の獲得を目指す信託契約の受益証券であり、信託資産全体の一部を分割出来ない形で所有する権利を保有しています。信託される資産は、主に金地金と現金に限られ、金地金は英国ロンドンにおいて特定保管(他の金地金と分離して専用保管)されます。 |
| 計算期間 | 毎年10月1日から9月30日まで |
| 分配金 | 受益権保有者に対する分配金の支払は原則として行われません。 |
| 信託費用 | 純資産総額に対し年率0.40%を乗じて得た額 |
| 設定日 | 2004年11月12日 |
| 管理会社 | ワールド・ゴールド・トラスト・サービス・エルエルシー(World Gold Trust Services, LLC) |
| 信託受託者 | ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンの一部門であるBNY・メロン・アセット・サービシング(BNY Mellon Asset Servicing, a division of The Bank of New York Mellon) |
| マーケティング・エージェント | ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ファンド・ディストリビューターズ・エルエルシー(State Street Global Advisors Funds Distributors, LLC) |
| カストディアン | エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシー(HSBC Bank plc) |

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書または請求目論見書)をご覧ください。

- 本資料は金融商品取引法上及び投信法上の開示書類ではありません。
- 本資料は、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社(以下「弊社」とします)が当ファンドの情報提供を目的として作成したものであり、投資の勧誘を目的とするものではありません。
- 本資料中の過去の運用実績に関するグラフ・数値等は将来の成果をお約束するものではありません。また、市場概況等は本資料作成時点の弊社の見解であり、将来の動向や結果を保証するものではありません。
- 本資料の内容は作成日現在のものであり、将来予告なく変更することがあります。



ステートストリート・ゴールドファンド(為替ヘッジあり)

追加型投信／海外／その他資産(商品)

設定・運用：ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

ファンドの目的・特色

親投資信託「短期国債マザーファンド」

| | |
|----------|--|
| 【参考】商品分類 | 親投資信託／国内／債券 |
| 運用の基本方針 | 主として国債を中心に日本の短期公社債等に投資し、安定した投資成果の獲得を目指して運用を行います。 |
| 決算日 | 毎年4月15日(ただし、該当日が休日の場合は翌営業日) |
| 収益分配方針 | 収益は償還(信託終了)まで留保し、分配は行いません。 |
| 信託報酬 | ありません。 |
| 設定日 | 2009年7月21日 |
| 委託会社 | ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社 |
| 受託会社 | 三井住友信託銀行株式会社 |

投資リスク

当ファンドは、主に金現物拋出型上場外国信託への投資を通じて、実質的に金地金に投資を行い、また投資金額相当額の米ドルについて原則として為替ヘッジを行うことにより、為替リスクの低減を図りますが、主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合がありますので、受益権のお申込者はこの点を充分にご理解頂いたうえ、当ファンドの受益権へのお申込みを行ってください。なお、当ファンドは、金融機関の預金とは異なり、元本が保証されている商品ではなく、信託財産に生じた利益および損失は、すべて当ファンドの受益者に帰属します。

したがって、**投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**

なお、**投資信託は預貯金とは異なります。**

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

<基準価額の主な変動要因>

◆金地金価格変動リスク

一般に、金地金の指標価格は金の需給関係や為替、金利の変動など様々な要因により大きく変動します。また、組入れている金現物拋出型上場外国信託は、金地金の指標価格の変動等の影響を受けて変動します。このため、当ファンドはその影響を受け、組入れている金現物拋出型上場外国信託の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

◆流動性リスク

投資対象となる有価証券の市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てするために実質的に保有する有価証券を大量に売却しなければならない状況においては、売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスクなどがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

◆為替リスク

当ファンドは、投資金額相当額の米ドルについて原則として為替ヘッジを行い、為替リスクの低減を図りますが、為替リスクを完全に排除できるものではありません。また、為替ヘッジを行うにあたり、ヘッジコストがかかります。

ヘッジコストとは、為替ヘッジに伴う経費を指し、一般的に日本(円)と投資対象国(ヘッジ対象通貨)の短期金利差に相当します。日本(円)よりも投資対象国(ヘッジ対象通貨)の短期金利が高い場合、この金利差分がヘッジコストとして収益の低下要因となります。

◆ファンド・オブ・ファンズ方式のリスク

当ファンドの信託期間終了前に、主要投資対象とする金現物拋出型上場外国信託が存続しないこととなった場合や組入ができなくなった場合には当ファンドは繰上償還となります。また、投資対象が上場投資信託の場合は、上記の流動性リスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書または請求目論見書)をご覧ください。

- 本資料は金融商品取引法上及び投信法上の開示書類ではありません。
- 本資料は、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社(以下「弊社」とします)が当ファンドの情報提供を目的として作成したものであり、投資の勧誘を目的とするものではありません。
- 本資料中の過去の運用実績に関するグラフ・数値等は将来の成果をお約束するものではありません。また、市場概況等は本資料作成時点の弊社の見解であり、将来の動向や結果を保証するものではありません。
- 本資料の内容は作成日現在のものであり、将来予告なく変更することがあります。

ステートストリート・ゴールドファンド(為替ヘッジあり)

追加型投信／海外／その他資産(商品)

設定・運用：ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

手続・手数料等

お申込みメモ

| | |
|-------------------|---|
| 購入単位 | 販売会社が定める単位にて受付けます。 |
| 購入価額 | ①当初申込期間：1口当たり1円 ②継続申込期間：購入申込日の翌営業日の基準価額 |
| 購入代金 | 販売会社が定める期日までにお支払いください。 |
| 換金単位 | 販売会社が定める単位にて受付けます。 |
| 換金価額 | 換金申込日の翌営業日の基準価額 |
| 換金代金 | 原則として換金申込日から起算し5営業日目以降に当該受益者に支払います。 |
| 購入・換金申込不可日 | ありません。 |
| 申込締切時間 | 販売会社の毎営業日の午後3時までとします。 |
| 換金制限 | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込受付の中止および消し | 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等)により市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入・換金申込の受付を中止することおよび既に受付けた購入・換金申込を取り消すことができます。 |
| 信託期間 | 無期限(信託設定日:2012年11月8日) |
| 繰上償還 | 受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 なお、主要投資対象とする外国信託が存続しないこととなった場合や組入ができなくなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させます。 |
| 決算日 | 毎年8月20日(休業日の場合は翌営業日、なお初回決算日は2013年8月20日) |
| 収益分配 | 毎決算時に、原則として「収益分配方針」に基づき収益の分配を行います。 |
| 信託金の限度額 | ファンドの信託金限度額は、5,000億円です。 |
| 公告 | 受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。 |
| 運用報告書 | 毎年8月20日(ただし、該当日が休日の場合は翌営業日)の決算時および償還時に運用報告書(2014年12月1日以降の決算時に作成する運用報告書は交付運用報告書)を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。益金不算入制度および配当控除の適用はありません。 |

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書または請求目論見書)をご覧ください。

- 本資料は金融商品取引法上及び投信法上の開示書類ではありません。
- 本資料は、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社(以下「弊社」とします)が当ファンドの情報提供を目的として作成したものであり、投資の勧誘を目的とするものではありません。
- 本資料中の過去の運用実績に関するグラフ・数値等は将来の成果をお約束するものではありません。また、市場概況等は本資料作成時点の弊社の見解であり、将来の動向や結果を保証するものではありません。
- 本資料の内容は作成日現在のものであり、将来予告なく変更することがあります。



ステートストリート・ゴールドファンド(為替ヘッジあり)

追加型投信／海外／その他資産(商品)

設定・運用：ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

手続・手数料等

ファンドの費用

◆投資者が直接的に負担する費用

| | | |
|-----|---------|--|
| 購入時 | 購入時手数料 | 購入申込日の翌営業日の基準価額に 2.2%*(税抜2.0%) の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。 |
| 換金時 | 信託財産留保額 | ありません。 |

◆投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 運用管理費用 (信託報酬) | 信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期間終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および信託終了のときに、信託財産から支払います。 信託報酬率およびその配分については、下記の通りとします。 | | | | | | | | | | | | |
|------------------|--|------------------|---------|--|---------|----|------|------------------|------|-----------------|------|------------------|--|
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">信託報酬率合計</th> <th>報酬額(年率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">配分</td> <td>委託会社</td> <td>0.495%(税抜0.45%)*</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.11%(税抜0.10%)*</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.352%(税抜0.32%)*</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0.033%(税抜0.03%)*</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)金現物拋出型上場外国信託「SPDR® ゴールド・シェア」において、別途、信託管理報酬等として純資産総額に対し年率0.40%を乗じて得た額が控除され、実質的な信託報酬は合計で年率0.895%*程度となります。</p> <p>信託の管理報酬等には、(1)スポンサーに支払われる手数料、(2)トラスティに支払われる手数料、(3)カस्टディアンに支払われる手数料、(4)マーケティング・エージェントに支払われる手数料、(5)印刷代、郵送料、弁護士報酬、監査報酬、登録料等を含むさまざまな信託管理費用が含まれます。なお、信託管理報酬等は、将来変更される可能性があります。</p> | | 信託報酬率合計 | | 報酬額(年率) | 配分 | 委託会社 | 0.495%(税抜0.45%)* | 販売会社 | 0.11%(税抜0.10%)* | 受託会社 | 0.352%(税抜0.32%)* | |
| 信託報酬率合計 | | 報酬額(年率) | | | | | | | | | | | |
| 配分 | 委託会社 | 0.495%(税抜0.45%)* | | | | | | | | | | | |
| | 販売会社 | 0.11%(税抜0.10%)* | | | | | | | | | | | |
| | 受託会社 | 0.352%(税抜0.32%)* | | | | | | | | | | | |
| | | 0.033%(税抜0.03%)* | | | | | | | | | | | |
| その他の費用・手数料 | その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ○組入る有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ○監査費用等 | | | | | | | | | | | | |

※当該手数料等の合計額については、投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

税金

◆税金は表に記載の時期に適用されます。

◆以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|-------------------|-----------|---|
| 分配時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時 および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書または請求目論見書)をご覧ください。

- 本資料は金融商品取引法上及び投信法上の開示書類ではありません。
- 本資料は、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社(以下「弊社」とします)が当ファンドの情報提供を目的として作成したものであり、投資の勧誘を目的とするものではありません。
- 本資料中の過去の運用実績に関するグラフ・数値等は将来の成果をお約束するものではありません。また、市場概況等は本資料作成時点の弊社の見解であり、将来の動向や結果を保証するものではありません。
- 本資料の内容は作成日現在のものであり、将来予告なく変更することがあります。



ステートストリート・ゴールドファンド(為替ヘッジあり)

追加型投信／海外／その他資産(商品)

設定・運用：ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

ファンド関係法人

【販売会社】

| 販売会社名 | 登録番号 | 登録金融機関 | 日本証券業協会 | 一般社団法人投資信託協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
|---------------|----------|-----------------|---------|--------------|-----------------|-----------------|--------------------|
| 株式会社ゆうちょ銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第611号 | ○ | — | — | — | — |
| 楽天証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号 | ○ | — | ○ | ○ | ○ |
| 株式会社SBI証券 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号 | ○ | — | — | ○ | ○ |
| マネックス証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号 | ○ | — | ○ | ○ | — |
| 東海東京証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第20号 | ○ | — | — | ○ | ○ |
| エース証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第140号 | ○ | — | — | — | — |
| 水戸証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第181号 | ○ | — | ○ | — | — |
| セントラル短資株式会社 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第526号 | ○ | — | — | — | — |
| 松井証券株式会社 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第164号 | ○ | — | — | ○ | — |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第33号 | ○ | — | — | ○ | — |
| auカブコム証券株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(登金)第61号 | ○ | — | — | ○ | — |
| 株式会社 横浜銀行 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第36号 | ○ | — | — | ○ | — |

※ 販売会社は今後変更となる可能性があります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書または請求目論見書)をご覧ください。

- 本資料は金融商品取引法上及び投信法上の開示書類ではありません。
- 本資料は、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社(以下「弊社」とします)が当ファンドの情報提供を目的として作成したものであり、投資の勧誘を目的とするものではありません。
- 本資料中の過去の運用実績に関するグラフ・数値等は将来の成果をお約束するものではありません。また、市場概況等は本資料作成時点の弊社の見解であり、将来の動向や結果を保証するものではありません。
- 本資料の内容は作成日現在のものであり、将来予告なく変更することがあります。



ステートストリート・ゴールドファンド(為替ヘッジあり)

追加型投信／海外／その他資産(商品)

設定・運用：ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

ファンド関係法人

【受託会社】

| 受託会社名 | | 登録番号 | 日本証券業協会 | 一般社団法人投資信託協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
|-----------------------|----------|-------------------|---------|--------------|-----------------|-----------------|--------------------|
| 三井住友信託銀行株式会社 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第649号 | ○ | — | ○ | ○ | — |
| (再信託先: 株式会社日本カストディ銀行) | (登録金融機関) | (関東財務局長(登金)第602号) | (○) | — | — | — | — |

【委託会社】

| 委託会社名 | | 登録番号 | 日本証券業協会 | 一般社団法人投資信託協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 | 一般社団法人金融先物取引業協会 | 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 |
|------------------------------|----------|-----------------|---------|--------------|-----------------|-----------------|--------------------|
| ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社 | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第345号 | ○ | ○ | ○ | — | — |

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書または請求目論見書)をご覧ください。

- 本資料は金融商品取引法上及び投信法上の開示書類ではありません。
- 本資料は、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社(以下「弊社」とします)が当ファンドの情報提供を目的として作成したものであり、投資の勧誘を目的とするものではありません。
- 本資料中の過去の運用実績に関するグラフ・数値等は将来の成果をお約束するものではありません。また、市場概況等は本資料作成時点の弊社の見解であり、将来の動向や結果を保証するものではありません。
- 本資料の内容は作成日現在のものであり、将来予告なく変更することがあります。